

日本国憲法およびヨーロッパ人権条約における生命権に関する比較研究
——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐって——

胡 慶山

目次

はじめに

第一編 日本国憲法における生命権に関する学説および解釈・適用について
——とくに死刑および安楽死・尊厳死をめぐって——

第一章 日本国憲法における生命権論

第一節 生命権に関する憲法上の学説

第一款 生命権に関する従来の学説

第二款 生命権に関する新しい展開

第三款 生命権に関する性格と側面

第二節 判例にみられる生命権の議論

第二章 死刑に関する憲法論

第一節 死刑に関する従来の憲法学説

第一款 死刑の合憲性に関する学説

第二款 死刑の違憲性に関する学説

第二節 死刑に関する近時の学説の展開

第三節 死刑に関する判例およびその検討

第三章 安楽死・尊厳死に関する憲法論

第一節 用語の問題の背景およびその区別

第二節 安楽死・尊厳死の類型化

第三節 安楽死・尊厳死に関する憲法学説の評価

第四節 安楽死・尊厳死に関する判例の憲法的评价

第二編 ヨーロッパ人権条約における生命権に関する制定の経緯および解
釈・適用について

はじめに

第一章 ヨーロッパ人権条約第二条の制定

第一節 生命権条項の制定の背景

第二節 生命権条項の制定過程と世界人権宣言との関連性

第三節 生命権条項の制定過程におけるテキストの変化

第四節 生命権に関連するその他の条項および提案

第五節 生命権条項についての制定の経緯——法の一般原則との関連性

第二章 第二条第一項の第一文と第二文についての解釈・適用

第一節 第一文の「法律によって保護される」

第一款 国の積極的な義務の及ぶ範囲についての判断

第二款 「法律によって保護される」についての議論

第二節 第二文の「生命を奪われぬ」

第一款 「生命を奪われぬ」についての判断

第二款 故意または過失による生命の剥奪

第三款 「恣意的に生命を奪われぬ」基準との関連

第四款 第三者による生命の剥奪

第三章 第二条第二項の生命権保護の例外についての解釈・適用

第一節 第二条第二項の「絶対に必要」基準

第二節 第一号——正当防衛または他人の防衛のため——

第三節 第二号——合法的な逮捕または逃走の防止を行うため——

第四節 第三号——暴動または反乱を鎮圧するため——

第四章 死刑——反対しない容認から廃止まで——

第一節 死刑の執行についての条件および制限

第二節 死刑容認から死刑廃止への変化

第五章 生命権の始期および終期

第一節 胎児の生命権および妊娠中絶

第二節 「死ぬ権利」および安楽死とそれに関連する問題

おわりに